

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	大口町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「予防接種に関する事務」を行うため「健康管理」システム等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について下記の事務を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理 窓ロソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第14項(予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに予防接種法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(以下「表」という。)第27項、第28項、第29項並びに予防接種法施行規則 ・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法に基づく給付に関する事務に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 【情報提供】 表第25項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号0587(95)1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部健康課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0053
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する団体内統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する団体内統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	課長 佐藤幹広	課長 服部昭彦	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年3月1日	表紙 特記事項	「健康かるてシステム(予防接種)」	「健康かるてシステム(予防接種)」及び「ワクチン接種記録システム」	事後	
令和3年4月30日	I-1-② 事務の概要		【追記】 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について下記の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月30日	I-1-③ システムの名称	健康かるてシステム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康かるてシステム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月30日	I-3 法令上の根拠		【追記】 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部健康生きがい課	大口町健康福祉部健康生きがい課、大口町新型コロナウイルスワクチン接種推進室	事後	
令和3年4月30日	I-5-② 所属長の役職名	課長	課長、室長	事後	
令和3年4月30日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月30日	II-2 取扱者数	500人未満 令和2年2月1日 時点	500人未満 令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	I-1-② 事務の概要		【追記】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) 本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) 番号法第19条第7号、別表第二の16の2項	事前	
令和3年9月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和3年7月26日 時点	事前	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数	500人未満 令和3年4月1日 時点	500人未満 令和3年7月26日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年9月1日	I-3 法令上の根拠	第19条第15号 第19条第5号	第19条第16号 第19条第6号	事前	
令和3年12月15日	I-1-③ システムの名称	健康かるてシステム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康かるてシステム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年12月15日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年7月26日 時点	1万人以上10万人未満 令和3年12月1日 時点	事前	
令和3年12月15日	II-2 取扱者数	500人未満 令和3年7月26日 時点	500人未満 令和3年12月1日 時点	事前	
令和4年5月10日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年12月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年5月1日 時点	事前	
令和4年5月10日	II-2 取扱者数	500人未満 令和3年12月1日 時点	500人未満 令和4年5月1日 時点	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部健康生きがい課、大口町新型コロナウイルスワクチン接種推進室	大口町健康福祉部健康課、大口町新型コロナウイルスワクチン接種推進室	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部健康生きがい課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0051	大口町健康福祉部健康課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)0053	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第1第10項(予防接種に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに予防接種法 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第14項(予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)並びに予防接種法	事後	
令和6年10月1日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二における情報照会】(大口町→他機関) ○番号法第19条第8号、別表第2の第17項、第18項、第19項並びに予防接種法施行規則 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法に基づく給付に関する事務に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) 番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、16の3項	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条表(以下「表」という。)第27項、第28項、第29項並びに予防接種法施行規則 ・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法に基づく給付に関する事務に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 【情報提供】 表第25項	事後	
令和6年10月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部健康課、大口町新型コロナウイルスワクチン接種推進室	大口町健康福祉部健康課	事後	
令和6年10月1日	I-5-② 所属長の役職名	課長、室長	課長	事後	
令和6年12月17日	IV-8 人手を介在させる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事前	
令和6年12月17日	I-1-③ システムの名称	健康かるてシステム(予防接種)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理窓口ソリューション(申請管理)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について下記の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について下記の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事前	
令和6年12月17日	表紙 特記事項	<p>大口町は、「予防接種に関する事務」を行うため「健康かるてシステム(予防接種)」及び「ワクチン接種記録システム」を使用している。</p>	<p>大口町は、「予防接種に関する事務」を行うため「健康管理」システム等を使用している。</p>	事前	